

第141号議案

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成20年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第2項中「前項各号（第3号を除く。）」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 100分の25
- (2) 前項第2号に掲げる職員 100分の20

第2条第2項中「に前項第1号に定める割合」を「から当該額に100分の20」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行し、この条例による改正後の職員の給与の特例に関する条例の規定は、平成20年4月分以後の給与について適用する。